

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
知的財産に関する基本方針

平成18年 4月 1日制定

平成24年11月22日改正

1 趣旨

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が、持てる力を最大限に発揮し、その目的である農業及び食品産業に関する試験研究を行い、食料・農業・農村が直面する諸課題の解決と国民が期待する社会の実現に貢献するためには、研究開発を通じて得られた成果を普及^{*1}にまで結びつける取組を加速することが不可欠である。

このため、研究機構は、第3期中期計画に示された使命を踏まえ、個々の研究開発の企画段階から、研究成果の実用化及び利活用を事前に見通した戦略を描くとともに、これを支援する研究成果の権利化や許諾等に係る知的財産^{*2}マネジメントを組織的に行うこととし、これに必要な知的財産に関する基本的な考え方をとりまとめ、研究機構の役職員の共通認識とする。

2 知的財産マネジメントの実施に係る基本的な考え方

我が国の農業及び食品産業が、売上や市場の拡大と所得や利益の確保を同時に達成し、持続的に発展していくためには、知的財産を戦略的に活用して、技術の普及・展開を進めることが重要である。

このような認識の下に、研究機構は、公的な試験研究機関として、研究成果の社会還元を効果的に進めて行く観点から、食料安定供給、新需要創出、地域資源の活用等の農林水産政策上の重点分野の研究について、研究開発の推進方向を明確にすることに加えて、研究成果の性格、活用場面等を踏まえ、知的財産の効果的な管理を行うこととし、具体的には、以下の考え方により知的財産マネジメントを的確に実施する。

（1）研究成果の権利化の適否に係る考え方

研究成果の現場での活用を促し、その普及を図っていく方法には、

- ・特許権等の知的財産制度に基づく権利化を行い、許諾先の活動を通じて普及を目指す方法（権利化を行う場合）
- ・特許権等の知的財産制度に基づく権利化は行わず、公開すること幅広い主体の活用により、競争的に事業化を促進することや現場への適合を迅速に図ることを通じて普及を目指す方法、あるいは秘密として保持することを通じて、特定の主体による早期の事業化を促

して普及を目指す方法（権利化を行わない場合）があるが、いずれを選択するかは、以下の考え方を基本として行うものとする。

また、研究成果のうち外国において事業化が見込まれるものについては、我が国への生産物の輸出が防止できるなど我が国の農業及び食品産業に悪影響を及ぼさない範囲において費用対効果を考慮し、取り組むものとする。

① 権利化を行う場合

以下の「技術」については、権利化を行い社会還元していくものとする。

ア 基本的な技術

将来的に多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある基本的な技術については、権利化を行い、その実用化に向けた共同研究等を効果的に進めるものとする。

イ 商品化が期待される技術

企業等において商品化が十分に期待される技術については、権利化を行い、許諾先の企業等による経済活動を通して成果の活用を促進することを原則とする。このことにより、実施料収入による知的創造サイクルへの貢献、開発技術に対する認知度・評価の向上及び研究者の意欲の向上等も期待される。

ウ 植物新品種

植物の新品種及び中間母本については、積極的な権利化を行い、優良新品種の安定的生産・普及、外国からの違法な生産物の輸入阻止に育成者権を活用するものとする。

また、我が国で開発した品種が、育成者権者に無断で外国に持ち出され、外国で増殖されたものが不法に我が国へ輸入される事例がみられることから、外国で利用される可能性や国内農業への影響及び費用対効果を考慮した上で、外国への品種登録出願を行うものとする。なお、外国への品種登録出願を行う場合には、権利侵害の防止を実効あるものとする観点から、DNA品種識別技術等の品種判別技術の開発等に努めるものとする。

エ 研究成果を普及する上で必要な商標

研究機構の成果名を用いた粗悪な類似商品等の流通を防止する必要がある場合等研究成果の適切な普及を促進する上で必要性が高いと考えられる商標については、出願、登録を行うものとする。

② 権利化を行わない場合

以下の「技術」については、権利化を行わずに社会還元していくものとする。

ア 社会全体で共有すべき技術

農業現場で経験的に取り組まれている技術を科学的に解明した研究成果やその技術の改良に関する研究成果については、対象事業者である農業者等が零細かつ多数であることから、権利化を行わず論文等で公表し、公立試験研究機関や普及組織を通じて普及を行うこと等により活用を促進するものとする。

イ 秘密として保持することが早期の事業化につながる技術

共同研究の相手先から秘密として保持することが求められた研究成果であって、研究成果の早期かつ広範な社会還元を実現していく上で公開しないことが最も適切と判断されるものについては、必要な一定期間、権利化を行わずに秘密として保持するものとする。なお、その場合、秘密として保持する技術の実施先に対しては実施料の支払いを求めるものとする。

ウ 利用範囲が極めて限定的な技術

商品化につながることを期待されず、大学や公立試験研究機関等の研究者のみが利用するなど利用範囲が極めて限定的である研究成果については、権利化を行わないこととする。

(2) 知的財産権の活用等に係る考え方

研究機構の保有する知的財産権は、単なる権利の保有にとどまるのでは意味がなく、幅広く活用されることにより初めて研究成果の社会還元が果たされ、このことが研究機構の社会的評価にもつながる。

このため、研究機構は、その保有する知的財産権について以下に即した積極的な活用及び適切な管理を行う。なお、研究機構は、研究成果の活用をより効率的・効果的に行うため、知的財産権を機関帰属とする。

① 産学官連携を通じた活用

ア 幅広い産学官連携活動の推進

研究成果の社会還元を効果的に進めるため、研究機構の体制を整備し、連携のターゲットを明確にした情報発信、マッチングイベントの開催、共同研究の提案、知的財産権の実施提案等、知的財産権を核とした幅広い産学官連携活動を推進する。

イ 共同研究

研究機構は実施部門を有さないことから、企業等との共同研究は、

保有する知的財産を産業利用が可能な研究成果として発展させ、社会への還元を可能とする重要な手段である。

このため、研究機構は研究成果に係る権利を共有することを基本として企業等との共同研究を積極的に推進するものとする。共同研究で得られた知的財産権については、権利の確保までの貢献を評価し、その実施を促進する観点から、一定期間、共同権利保有者への独占的实施権を認めることができるものとする。

なお、企業等との共同研究の実施に際しては、共同権利保有者が知的財産権を実施する場合には研究機構の持ち分相当の実施料を共同権利保有者が研究機構に支払うこと及び共同権利保有者が自ら実施しない場合には第三者への許諾を認めることを内容とする契約を締結することを基本とする。

ウ 実施許諾

公的試験研究機関である研究機構が保有する知的財産権の許諾については、通常実施権の許諾を原則とする。この場合、許諾の対価については、研究成果の活用を促進する観点から、案件ごとに許諾先と協議の上決定するものとする。また、保有する知的財産権の有効活用が促進され、かつ、公益性及び公平性の観点から見て問題がないと判断される場合には、実施者の意欲を高めるため、一定期間、独占的实施権を認めることができるものとする。

植物新品種のうち、食料の安定供給や農業の持続的発展の観点から重要であって、かつ公益性の高いものについては、利用者の負担軽減の観点及び幅広い事業者の利用を促進することを重視して許諾料の決定を行うものとする。

② 知的財産権の適切な維持及び放棄

研究機構が保有する知的財産権については、許諾の可能性や経費の効果的利用の観点、研究推進上の必要性等を勘案し、権利を維持すべきか放棄すべきかの判断を行うものとする。

③ 知的財産権に対する侵害への対応

研究成果の社会還元に必要な権利保護を実効あるものにするため、関係業界、実施者等との連携を密にして情報収集に努め、侵害行為の事実把握等に当たるとともに、侵害行為に対しては、研究機構内の侵害対策委員会を通じて警告、差止訴訟の提起等適切な対応を行う。

3 推進体制

研究機構においては、以下の役割分担に基づき、知的財産マネジメントの推進に組織的に取り組むものとする。

(1) 研究者

研究者は、研究開発の企画段階から研究成果の活用方法について具体的な目標を持ち、知的財産の創造に向けて中課題推進責任者、担当研究領域長と意思疎通や情報の共有を図りつつ、研究を推進するものとする。

また、知的財産に係る制度の内容の理解に努めるとともに、それらの規定を遵守し、組織的な判断の下に適切な対応を行うものとする。

(2) 大課題推進責任者、中課題推進責任者

大課題推進責任者、中課題推進責任者は、研究開発の企画段階において、研究成果創出後の取扱いを検討するなど効果的な知的財産の創造・活用が図られるよう適切な研究の進行管理に努めるものとする。

また、研究者が創出した知的財産に係る情報を各研究所の知的財産責任者、担当研究領域長と共有し、連携を図るものとする。

(3) 研究所

各研究所に知的財産責任者を配置し、大課題推進責任者、中課題推進責任者等と連携して知的財産の創造・活用及び管理の各段階で適切な判断を行う。また、各研究所の職務発明審査会等では知的財産の権利化の適否、権利の維持・放棄等について精査する。

さらに、研究者への知的財産に係る制度等の普及啓発、創出された知的財産の業績評価への反映を行う。

(4) 研究機構本部

研究機構本部は、研究所との連携を密にして、創出された知的財産の活用に向けたマッチング活動、知的財産の権利化、保護に向けた必要な手続き等を行う。

また、研修の実施等により、研究所の知的財産担当者の育成を図るとともに、研究者に対して、知的財産制度の意義及び内容を周知する。

※1 「普及」とは、研究成果を広く社会に行き渡らせることを指し、協同農業普及事業により農業者への技術導入を図るのみならず、研究機構が企業等と共同研究を行う過程で技術移転を行うことや、学理の応用を通じて学術的な進歩に貢献すること、さらには国民に知識として啓発することも含む。

※2 「知的財産」とは、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を指し、特許権等の制度に基づき権利化したものに限らない。なお、本基本方針における知的財産権は、特許権、育成者権、実用新案権、著作権（プログラム及びデータベースに限る。）商標権、意匠権、回路配置利用権及びこれらの権利に関連した技術情報を指す。